

文京区議会
子ども・子育て支援調査特別委員会研修

「文京区に児童相談所ができるということ」

令和3年11月16日(火)

15時00分～17時00分

明星大学教育学部 奥田晃久

1 はじめに(自己紹介)

2 文京区に児童相談所ができるということ

- (1) 子ども家庭支援センターと何が違うのか
- (2) 一時保護と一時保護所について
～児童の権利擁護・児相機能の強化の視点からの課題
- (3) 区内関係機関との新しい連携について
～区内警察署等との連携の在り方と課題
- (4) 児童福祉法改正で進む「家庭養護」への取り組みと課題
- (5) 区議会議員の皆様からの事前質問への御回答

3 おわりに

質疑応答

2 文京区に児童相談所ができるということ

(1)子ども家庭支援センターと何が違うのか

文京区子ども家庭支援センターの児童虐待対応 内容別状況

(単位:人)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	合計
令和 2年度	190	0	242	274	706
令和 元年度	233	2	229	249	713
平成 30年度	138	1	185	92	416

データ出典協力:文京区子ども家庭支援センター

文京区子ども家庭支援センターと新設・文京区立児童相談所

	文京区立児童相談所	文京区子ども家庭支援センター
設置根拠	児童福祉法に基づき設置 (児童福祉法第12条)	平成6年の東京都児童福祉審議会の答申を受けて、東京都内区市町村に独自に設置 (国事業の児童家庭支援センターとは異なる)
子どもの 一時預かり	児童福祉法で定められた権限として緊急一時保護 の実施(児童福祉法第33条) / 親権者の同意不要	ショートステイ(一時預かり)などの実施 父母等の申請によるサービス
子ども家庭 への対応	・児童福祉法に基づく強制的な介入権限もある ○親権喪失・一時停止の家裁への申し立て ○児童の安全確認のための臨検・捜索の申し立て ○児童自立支援施設等への施設措置権限 ○施設措置に不同意の保護者への28条申し立て等	・児童相談全般の第一義的窓口。虐待に関する訪問調査や子ども家庭調査はじめ、子育てひろば事業など、子育てや育児不安を支援するさまざまなサービスの提供 ★「文京区要保護児童対策地域協議会」 文京区内の関係行政機関のネットワークの調整機関(児童福祉法第25条2)
心理相談 等	東京都では「愛の手帳」(療育手帳)の判定 各種テスト・バッテリーの使用による知的判定	心理相談が主

文京区要保護児童対策地域協議会開催状況等

(単位:回)

	要保護児童対策地域協議会					小計
	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議	医療関係者会議	児童相談センターとの連絡会	
令和2年度	1	2	85	0	9	97
令和元年度	1	4	76	2	12	95
平成30年度	1	4	53	2	12	72

	主任児童委員との連絡会	保健師合同研究会	保健サービスセンターとの連絡会	総合教育相談連絡会	合計
令和2年度	6	6	2	0	111
令和元年度	9	6	0	0	110
平成30年度	10	6	3	1	92

データ出典協力:文京区子ども家庭支援センター

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営について

平成29年厚生労働省 雇児発0331第49号通知

基礎的な地方公共団体である市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化。

このための支援拠点の整備に市区町村は努めなければならないと規定された。

(平成28年児童福祉法の一部を改正する法律)

参考:

- 平成31年時点の全国の人口10万人から30万人未満の市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備状況等
 - ①市区町村に子ども家庭総合支援拠点が設置=26自治体 [同人口枠の総自治体数の中の13%]
 - ②児童福祉主管課が担っている =134自治体 [同人口枠の総自治体数の中の67%]

2 同拠点整備にあたっての市区町村の課題

- ・ 専門的な知識と経験を有する人材の確保が困難
- ・ (要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担っているが)ケースの進行管理が十分できていない

(令和3年度全国児童相談所長会書面開催資料より抜粋)

(2)一時保護と一時保護所について

～児童の権利擁護・児相機能の強化の視点からの課題

一時保護が必要な児童とは・・・

- 1 児童虐待を受けている児童
- 2 夜間徘徊・不純異性交遊等
- 3 家庭内暴力・校内暴力等で適切な監護・指導に服さない児童
- 4 その他保護者の養育に困難をきたす児童 等々

現在の一時保護状況はこちらがほとんど

かつては2,3の児童の一時保護がほとんどだった



一時保護所での児童の生活様態は、これまで**極めて厳しい制約と制限**のもとにあったのではないかと、国の検討会で指摘。**児童の権利擁護の新たなしくみづくり**が今、進んでいます。

参考:

(1) 都児相の令和2年度一時保護児童の状況

児童福祉施設入所 269件(12.4%)		家庭等への帰宅 1,376件(63.3%)		その他 527件(24.3%)	
被虐待 157件	その他 112件	被虐待885件		その他491件	
				被虐待 328件	その他 199件

(令和3年度東京都児童相談所事業概要より)

(2) 都児相における一時保護所入所平均期間=41.9日

(令和3年度東京都児童相談所事業概要より)

《一時保護長期化要因の一例 (全国児相調査・自由記述の分析より)》:

- ・一時保護された後、保護者が児童福祉司との面接を拒否
- ・保護者との面談の機会をなかなか設定できず、日時が経過してしまった
- ・子どもの最適な援助方針を定めたが適切な社会資源[施設・里親]がなかなかみつからなかった
- ・児相の援助方針について**保護者の同意**が、なかなか得られなかった

(令和2年度全国児童相談所所長会調査結果より一部抜粋)

	一時保護所(児童相談所に併設)	児童福祉施設
根拠となる児童福祉法の条文	児童福祉法 第33条	児童福祉法第27条1項3号
これまで通っていた小学校等への登校等について	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの不適切な養育等による一時保護の場合は、保護者との接触や外出には一定の制限が行われる 一時保護所は必ずしも保護児童の通学圏にあるわけではないことや、保護者との不適切な接触回避の理由からもこれまで通学していた学校への登校は通常、制限される 原則として二か月間以内の保護とされている 	施設は児童にとって家庭に代わる暮らしの場であることから、原則として地域の小中学校等に転校し、登校する。
法執行に関する親権者の同意の有無について	児童相談所長に一時保護の決定権限が認められている。	施設入所については 親権者の同意が必要
親権について	引き続き、 親権者に親権 はある	親権のうち、 身上監護権は施設長 に

児童の権利擁護のための新たなしくみづくり

- 児童相談所(一時保護所)への第三者評価の導入
- 一時保護所中の児童への意見表明の機会の保障
- 一時保護を行う際の児童への説明責任の明確化
- (児童福祉法第33条に基づく一時保護の正当性を確認するための第三者委員会の設置……明石市)

(3)区内関係機関との新しい連携について ～区内警察署等との連携の在り方と課題

◎児童の安全確保を最優先した児童虐待への対応について(通達)

令和元年10月1日 警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁長官官房長

- 1 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底
- 2 迅速かつ的確な事件化の可否等の判断と捜査の遂行
- 3 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化
- 4 関係機関との情報共有の実施に関する留意事項
- 5 被害児童等に対する配慮及び支援
- 6 児童虐待に関する対応力の強化

《児童相談所と警察署》

	児 童 相 談 所	警 察 署
組織の責務	児童相談所は、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。 <small>[児童相談所運営指針より抜粋]</small>	個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする <small>[警察法2条1項]</small>
相互の協力関係について	児童虐待防止法第5条 ・・・・・・・・児童虐待の早期発見 同第10条・・・・・・・・援助要請	警察は捜査機関として主体的に刑事訴訟法の権限の行使及び責任として児童虐待対応等を行う
虐待案件の立ち入り調査について	児童虐待のおそれがある家庭に児童委員または児童の福祉に従事する職員をして必要な調査又は質問をすることができる <small>[児童虐待防止法第9条] [児童福祉法第29条]</small>	児童相談所の権限行使の補助者となるわけではない <small>[子ども虐待対応の手引き]</small>

(4) 児童福祉法改正で進む「家庭養護」への取り組み

都の家庭養護体制の現状と課題をふまえながら

- 1 里親制度の社会的認知度がまだまだ低い
- 2 里親登録家庭数は増加傾向にあるが伸びは緩やか
- 3 里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要

「新しい社会的養育ビジョン」を基本とした 東京都社会的養育推進計画

1 計画策定の趣旨・位置づけ

- ◆現在の都内の社会的養護に必要な児童の数はおよそ4000人
- ◆平成28年の児童福祉法改正をうけた「新しい社会的養育ビジョン」で、都道府県には具体的な**数値目標**を定めた家庭養護推進のための**工程**を示すことが求められていた。これを受けて東京都でも独自に目標値等を定めた。

2 計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間

3 計画の理念

“社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行います。”

推進計画における今後平成11年度までの設定推計値

	平成30年度	令和11年度	増減率
代替養育を必要とする児童数	3,981人	4,698人	1.2倍
施設で養育が必要な児童数	3,411人	2,941人	0.9倍
里親等委託児童数 (里親等委託率)	570人 (14.3%)	1,757人 (37.4%)	3.1倍

参考:東京都で定めた家庭養護推進のための目標値

	平成30年度 (実績)	令和6年度 (5年目)	令和8年度 (7年目)	令和11年度 (10年目)
3歳未満	52人 (13.3%)	69人 (14.1%)	143人 (28.7%)	255人 (50.4%)
3歳以上就学前	98人 (22.9%)	161人 (30.0%)	208人 (38.2%)	278人 (50.4%)
学齢期以降	420人 (13.3%)	683人 (19.3%)	901人 (25.1%)	1,224人 (33.6%)
合計	570人 (14.3%)	913人 (20.0%)	1,252人 (27.0%)	1,757人 (37.4%)

参考:「普通養子縁組」と「特別養子縁組」(概要)

	普通養子縁組 	特別養子縁組(1987年～) 
形式	●15歳以上の年齢の場合 養親と養子の同意で成立。	◇家庭裁判所の審判にて 「親子とする」と決定。 ※ 実父母の同意 が必要
養子	●養子は、養親よりも年少者であること。ただし、年齢は問わない。 ●実親との民法上の親子関係は継続。[養子には実親と養親二組の親がいる] ●戸籍には「養子」「養女」と記載	◇原則として養子縁組申し立ての時点で養子となるものが 15歳未満(令和3年4月1日より) ◇ 実親との法的な親族関係が終了 [法817条の9] ◇戸籍には「家裁により長男・長女として承認」旨記載

参考:特別養子縁組成立に至る実父母の同意について

社会的養護下で生きる児童の中には、早い段階で特別養子縁組等による家庭生活を提供してあげたほうが幸せになれる乳幼児もいる。

- 例
- ①不特定多数の性交渉で出産。病院内でも母親らしい関わりが見受けられない
 - ②母親の精神疾患で虐待を受け乳児院入所。その後一年間面会もなく病状悪化
 - ③児童が施設入所している中、母が再婚・出産し、愛情関係が崩壊してしまった



こうした実父母から愛情を受けて育てられる可能性が低い児童であっても、実父母が「養子縁組だけはいやだ」と養子縁組を進めることに**同意が得られない**ことが、特に児童相談所では家庭裁判所への特別養子縁組申し立てまでの壁となっていました。

《文京区における家庭養護推進への課題》

◇里親制度推進への課題

- ⇒ 区の事業になる、ということへの文京区職員の理解促進
- ⇒ 都の広域調整の中でのフォスタリング事業の展開・
- ⇒ 里親支援のための人材の確保

◆養子縁組制度推進への課題

- ⇒ 民間事業者をどう活用するか
- ⇒ どこまで文京区(行政)の責務として関わることするのか
- ⇒ 東京都社会的養護推進計画で定められた数値を、どう文京区に反映させていくか

